

1 現状、課題及び対応

(1) 現状

- 県営住宅では、階段や集会所などの共用部分の電気代、水道代等について、入居者が共益費として負担しており、各団地の自治会役員などが定期的に各住戸を訪問して徴収
- また、草刈りや清掃など共用部分の管理の一部について、入居者自らが実施

(2) 課題

- 入居者の高齢化などを理由に、自治会役員の成り手が不足しており、共益費の徴収が難しくなっている団地がある。
- 共益費の徴収だけでなく、清掃や草刈りなどの実施も困難になってきている団地もある。

(3) 対応

- 共益費のうち、電気代、水道代等の光熱水費について、団地内で3/4以上の賛成が得られた場合、令和7年7月から県による徴収を開始

2 次期指定管理業務への追加

(1) 共益費（光熱水費）の徴収について

- 現在、県が実施している共益費（光熱水費）の徴収に係る団地からの相談対応、申請受付などについて、指定管理業務として追加する方向で検討

(2) 共用部分の代行管理について

- 共用部分の清掃や草刈りなどについて、その費用を共益費として県が徴収し、指定管理者が代行管理する方向で検討

※ 共用部分の代行管理メニュー（イメージ）

メニュー	対 象	内 容
①共用部分の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内階段、廊下、エントランス、エレベーターホール等 ・エレベーター内部 ・敷地内通路、広場、駐輪場、児童遊園、ごみ置場、雨水側溝等 	<ul style="list-style-type: none"> ・掃き掃除、ガラス清掃、水洗い、土砂・落ち葉除去等
②排水管の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・共用タテ管・ヨコ管、専用管（台所、洗濯機、風呂、洗面所）の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧洗浄、ワイヤー式洗浄等 ・詰まりの除去
③中低木のせん定・草刈り等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の樹木及び草 ・敷地内に発生した害虫 	<ul style="list-style-type: none"> ・中低木のせん定、枝払い ・草刈り ・害虫駆除（指定害虫以外）
④照明の管球交換	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内階段、廊下、エントランス、エレベーターホール等の共用灯 ・敷地内通路、広場、駐輪場、児童遊園の外灯 	
⑤不法投棄物の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ置場、敷地内に不法投棄された粗大ごみ、自転車等 	